

2011年9月26日

国立大学法人大阪大学学長
平野 俊夫 様



大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長
岡本 真理

(1) 8月24日付け「交渉ルール」に対する回答

2011年3月15日に大阪府労働委員会から救済命令が出た後、交渉日程をめぐる協議においても、大阪大学の対応は命令に従っているとは思えません。まず、命令に従うことを実施してください。また、8月24日付けの「団体交渉のルールに関する協定(案)」は、主文1. にそぐわないので、受け入れることができません。

1. 被申立人は、申立人らが申し入れる団体交渉に開催時間及び開催場所の条件を正当な理由なく限定せずに、応じなければならない。
2. 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 竹村景子 様
大阪大学教職員組合
執行委員長 望月太郎 様

国立大学法人大阪大学
学長 鷲田清一

当法人が、貴組合らとの団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定したことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後は、このような行為を繰り返さないようにいたします。

(2) 8月10日付け「平成23年8月2日付け要求について(回答)」に対して

8月2日付けの申し入れでは、統合後、箕面地区において入構・駐車場料金を徴収することになって以降、年度毎に「原因者負担」の実態のわかる資料を求めましたが、該当する回答はありませんでした。再度、申し入れます。

・箕面地区ではいくらの収入と支出があり、それぞれの内訳がわかる資料を求めます。

・「平成21年度の構内整備費の内訳」がありません。提示してください。

・「平成22年度 構内整備費 内訳」にスクールバス停設置という項目があります。受益者負担の原則を主張しながら、車通勤者が支払う「車両入構・駐車整理料」を使って、スクールバス停を設置した理由を説明してください。

(3) 8月31日付け「平成23年8月5日付け申し入れについて(回答)」に対して

① 夏休み期間中であるため、期限内に点検日時等の返答ができなかった教員(当事者、専攻語の日本人教員)がいます。回答がなかった教員について点検の必要の有無を再度確認してください。

② 専門業者から調査・点検に係る結果報告書が提出されたら、速やかに開示してください。

③ 8月5日付け申し入れには、回答は日本語文と英文の両方で用意するようにと指摘しましたが、8月31日付けの大阪大学の回答では「細かなニュアンスが通じない恐れもあることから、日本語文のみでの回答としておりますので、ご了承ください。」として、英文の回答を拒否しました。実際には、調査・点検の通知は、現場の職員が日本語と英語のメール、紙媒体で作成し、当事者の教員と専攻語の日本人教員に配布しました。現場の職員がみずから英語を母語としない教員に対して、丁寧な聞き取りと説明を誠心誠意行っている勤務態度を見習うべきであり、8月31日付けの回答のこの一文は、大阪大学使用者が労働組合に対してとる極めて不誠実な態度を自ら暴露したものです。私たちは強く抗議します。

④ 私たち箕面地区教職員組合は、これまで大阪大学学長宛に申し入れをしてきました。しかし、一度も、大阪大学学長から返答がありません。人事労務を担当する理事でもなく、

総務 部長名で回答を返します。労使対等の原則から考えると、これはどういうことでしょうか？大阪外国語大学では、学長名で回答がありました。また、他の組合に対しても、総務部長が回答してきたでしょうか？私たちは学長名の回答を求めます。